



# 週間情報



No.2724

発行日 平成27年6月23日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画部企画課 電話 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 第67回全国消防長会総会決議の要望活動の実施について

#### 全国消防長会

平成27年5月23日(土)に静岡県浜松市において開催されました第67回全国消防長会総会で決議された4件の要望を以下のとおり実施しました。

6月15日(月)に総務省において、「第67回全国消防長会総会決議に基づく要望」を大江会長から高市総務大臣に対して行い、続いて、「平成28年度国の予算概算要求に関する要望」を大江会長及び岡田財政委員会委員長(神戸市消防局長)から高市総務大臣に対して行いました。また、「転院搬送における救急車の適正利用に係る要望」を大江会長及び大野事務総長から坂本消防庁長官に対して行いました。

また、6月5日(金)に一般社団法人日本たばこ協会において、「たばこ火災被害の更なる低減のための注意喚起広報ツールに係る要望」を大麻予防委員会委員長(千葉市消防局長)及び大野事務総長からロベルタ・パラツェッティ会長に対して行いました。

#### 【第67回全国消防長会総会決議に基づく要望】

わが国の自治体消防は、地域の防火防災の要として、今日まで消防防災体制の充実・強化を図りながら、着実に発展を遂げてきた。

しかしながら、昨年においては、地震、風水害、火山噴火、雪害など種々の災害が発生し、多数の尊い命と貴重な財産が失われ、加えて南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されている現在、甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、消防防災体制の更なる強化を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、今秋開催予定の第5回緊急消防援助隊全国合同訓練の効果的な実施、現在策定作業中の南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランへの取組み、緊急消防援助隊登録数の6,000隊規模への増隊などにより、震災等大規模災害対策の推進、消防広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

消防の広域化については、地域の実情に合わせ推進していくとともに、消防救急無線については、デジタル化への移行に合わせ、その広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用に対応していく必要がある。

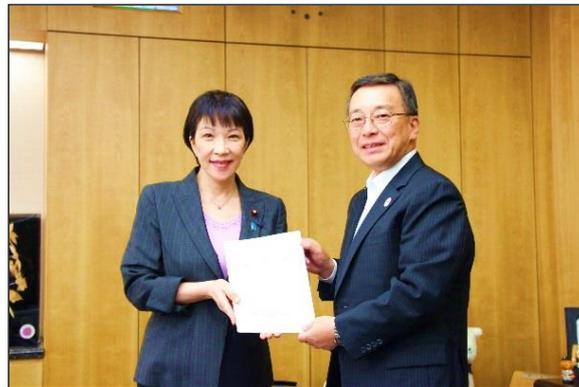
救急については、高齢化等の進展とともに、出場件数が増加し、救急隊の現場到着及び病院収容までの所要時間が延伸していることから、医療機関との連携による救急搬送体制の強化、救急救命士の処置範囲の拡大に伴う研修の推進等救急業務の高度化への対応及び市民等への応急手当の普及促進が必要である。

また、消防法施行令等の改正に伴い消防用設備等が新たに設置義務となる防火対象物への指導の強化、住宅用火災警報器の設置の徹底と合わせ、その適切な維持管理について周知するなど、総合的な防火・防災安全対策を推進するとともに、危険物施設における爆発火災等を踏まえ、事故防止対策を推進する必要がある。

さらに、消防職員委員会の一層の充実等による消防職員の処遇改善、災害現場や訓練中における死傷等の事故を踏まえた安全管理対策の更なる推進を図りながら、地域住民の消防に対する期待と信頼に応えられる消防行政を的確に運営していかなければならない。

我々全国の消防長は、大規模化、複雑多様化する近年の災害に対して、地域住民の安心・安全をより一層確保するため、消防防災体制の充実強化をさらに進める必要がある。このような観点から、平成27年度においては、次の事項を重点として事業を推進するものとする。

- 一、震災等大規模災害対策の推進
- 一、消防広域応援体制の充実・強化
- 一、消防の広域化への対応
- 一、消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用への対応
- 一、救急搬送体制の強化、救急業務高度化への対応及び市民等への応急手当の普及促進
- 一、防火対象物等の防火・防災安全対策の推進
- 一、危険物施設の事故防止対策の推進
- 一、消防職員の処遇改善と安全管理対策の更なる推進



【高市早苗総務大臣 総会決議要望】

【平成28年度国の予算概算要求に関する要望】

## 1 国の無償使用制度の拡充について

増隊が図られた緊急消防援助隊の新規登録の促進に加え、改正された消防力の整備指針を達成するために、無償使用制度を更に充実させること

国の緊急消防援助隊車両の無償使用制度に関しては、専ら特殊車両の整備を行っている現行制度の見直しを行い、平成30年度の6,000隊を目標とした部隊増強の主な対象となっている消火・救急・救助の各部隊車両にも対象を拡大し、全国の緊急消防援助隊の新規登録を促進されるようかねてより要望してきたところである。

今般、「消防力の整備指針」の改正が行われ、新たに盛り込まれた項目として、人口規模に応じた台数の非常用車両を地域の実情に応じて配備することとされている。しかしながら、各消防本部が必要とされる非常用車両を整備することは、地方の財政事情からしても容易ではないのが現状である。

同改正の主旨は、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることであり、国の無償使用制度が、緊急消防援助隊登録される消防ポンプ自動車等の配置にも活用できるようになれば、供与を受けた消防本部では、その結果生じた余剰車両を非常用車両として引き続き維持管理していくことができる。これにより新たな整備指針が目指すところの、平時の消防力で対応が困難な災害の発生に対して、職員の招集等により消防力の増強が可能となるだけでなく、さらに広域的な消防応援への対応力も飛躍的に高まるものと考えられる。

ついては、新たな整備指針の達成を促す観点からも、無償使用制度の対象車両を拡大するとともに、予算を増額されたい。

## 2 緊急防災・減災事業債の継続と対象事業の拡大について

### (1) 緊急防災・減災事業債を継続すること

緊急防災・減災事業債は、平成28年度までの継続が決定されているところであるが、当該事業債は地方における消防・防災の対応力強化に大きく寄与しているので、引き続き制度を継続されたい。

### (2) 対象事業に「実践的な訓練施設」を追加すること

ベテラン世代の退職により若手職員が増えたことから、現場経験の不足を訓練で補っていく必要性について全国の消防本部が同じ認識と危機感を抱いているところである。

先般、国では、教育訓練基準を改正し、消防学校の模擬消火訓練装置（AFT）など実践的な訓練ができる施設を整備すること等を盛り込んだところである。

国におかれては、都道府県に対し消防学校の訓練施設の整備を強力に働きかけるよう努めて

いただくとともに、消防学校に標準的に備えるべき施設として位置づけられた実践的な訓練施設は、規模も大きく、その整備には多額の費用がかかることから、訓練施設の整備費用について、緊急防災・減災事業債の対象事業とすることと、その際には整備対象を消防本部の保有する消防学校以外の訓練施設であっても、複数の消防本部が使用するなどの条件を付したうえで同様に対象とされたい。

### 3 普通交付税の算定について

#### 消防救急デジタル無線の維持管理に係る経費を適切に措置すること

全国の消防本部において、消防救急無線のデジタル化事業が平成28年5月に完了する。これにより、従来の消防救急アナログ無線の保守修繕経費に代わって、消防救急デジタル無線の保守修繕経費が普通交付税において措置されることになるが、消防救急デジタル無線の保守修繕経費は、アナログの同経費と比較すると非常に高額になる傾向があり、その経費が各消防本部の消防・救急業務に係る事業費を圧迫しかねない。

そのため、昨年度、消防本部ごとにさまざまな条件で運用される消防救急デジタル無線の保守修繕経費が、普通交付税の算定基礎として確実に積算できるよう、国において適切に調査されることを要望したところである。

については、当該調査結果に基づいて、国において必要な経費を適切に措置されたい。

### 4 緊急消防援助隊設備整備費補助金の更なる充実について

#### 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準を廃止するとともに十分な予算額を確保すること

緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱には、市町村において交付額が950万円に満たない場合は、交付決定を行わない旨が規定されている。これにより市町村では、緊急消防援助隊における最大の登録数であるポンプ車について、1台のみの申請では交付決定を受けることができず、昨年3月に改正された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」において平成30年度には緊急消防援助隊6,000隊登録を目標とし、さらにその内の消火小隊は新規登録800隊としているものの、この零細補助基準がその目標達成の妨げになるのではないかと危惧される。

交付に係る事務負担軽減の観点を踏まえたとしても、他の車両であれば1台から交付決定を受けられること、他の国庫補助事業において小額での補助金交付が行われていることとの整合性が図れていないと考える。

については、本来の補助目的に沿った緊急消防援助隊登録車両の整備に対しては、安定的交付決定を受けられるよう、市町村に係る零細補助基準を廃止されたい。

また、政令指定都市においては、これまで9,500万円に満たない場合は交付決定が行われていなかったが、平成27年度より一部の政令指定都市で基準額が5,000万円に引き下げられたことは一定の評価ができるものの、政令指定都市は、道府県隊における代表消防本部やブロック代表本部の役割を担うことが予定されており、登録・出動部隊数も必然的に増加せざるを得ないことから、政令指定都市であっても、零細補助基準を廃止されたい。

また、より多くの市町村が車両整備に補助金が活用できるよう予算額を十分確保されたい。

### 5 緊急消防援助隊の派遣に係る経費について

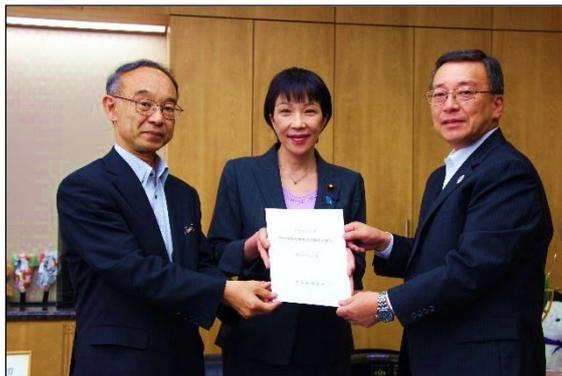
#### 緊急消防援助隊の派遣に係る経費について、全額国費負担によって措置されるよう、制度改革に向けた検討をおこなうこと

平成26年8月に発生した広島土砂災害や9月の御嶽山噴火災害のような自然災害は、一消防本部の災害対応能力の範疇を超え、緊急消防援助隊による応援が必要不可欠であるが、活動する期間の人員・経費負担は応援市町村にとって非常に大きいものである。

消防庁長官の指示に基づかない緊急消防援助隊の派遣に係る経費については、受援市町村が負担することとされており、それを補完する財政措置も他団体からの交付金や交付税により講じられているところである。

しかしながら、財政措置毎の交付条件は様々であり、緊急消防援助隊の派遣に要した経費に対する制度が統一されていないのが現状である。

緊急消防援助隊制度の目的や、市町村の財政状況に鑑みると、緊急消防援助隊の派遣に係る経費は、すべて国庫負担によって一本化されることが適当であると考えるので、経費負担のあり方について、制度改正に向けた検討をされたい。



【高市早苗総務大臣 概算要求に対する要望】

#### 【転院搬送における救急車の適正利用に係る要望】

平成 25 年中の全国の救急車の出動件数は、590 万 9,367 件で過去最多を更新している。また、119 番通報から病院収容までの搬送時間の平均は 39.3 分と、年々延伸しており、今後、高齢化の進展等により救急需要はますます増大することが予想されている。

そのような中で、平成 25 年中の全国の救急車の出動件数のうち、転院搬送が 8.3%と出動件数全体に対し大きな割合を占め、また件数においても前年との比較で 1.4%増加しており、年々増加している。

全国の消防機関では、医療機関に対し、転院搬送における救急車の適正利用について継続的に理解を求めているが、実際には効果が現れない状況がある。

その一因として、医療機関に傷病者の受け入れを求める側の消防機関が、医療機関側に救急車の適正利用を要請しても限界がある。

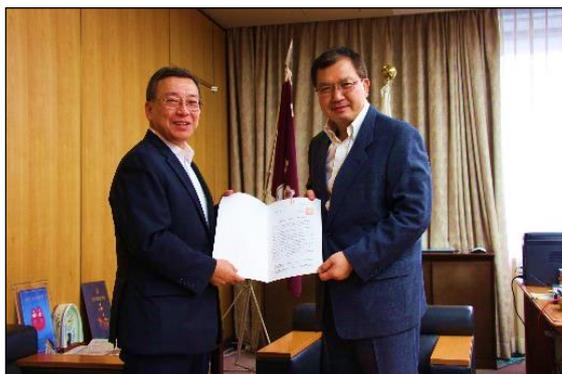
また、地域医療支援病院については、「救急用又は患者輸送用自動車」を有することになっており、有効活用すべきものとして地域医療支援病院の承認要件にも定められているが、現状としては、有効活用されているとは言い難い。

さらに、過去においては、救急医療対策に関する行政監察（昭和 59 年 10 月 5 日総務庁）において、転院搬送に関する救急車の利用については、「厚労省（当時）は、医療機関に対して、緊急性の乏しい患者の利用を避ける等救急車の適正な利用について、さらに指導を強化すること。」とされた経緯もある。

増大する救急需要対策として、限られた医療資源で住民サービスを低下させず、真に必要としている住民に対して救急車を迅速的確に出動できるよう、医療機関の転院搬送にあたり国として下記事項を徹底するよう要望する。

#### 記

- 1 全国の医療機関に対して、転院搬送について、緊急性の乏しい患者の利用を避ける等救急車を適正利用する事を徹底させること。
- 2 全国の地域医療支援病院に対して、「救急用又は患者輸送用自動車」の有効活用する事を徹底させること。



【坂本長官 救急要望】

## 【たばこ火災被害の更なる低減のための注意喚起広報ツールに係る要望】

たばこ火災は、日本の住宅火災の主要発生原因の一つとなっており、従来から全国の消防本部において、たばこ被害が低減するよう広く一般に注意喚起の啓発に努めてきたところです。

平成26年6月6日に「たばこ火災被害の低減対策に関する検討会」の報告書が総務省消防庁から公表されましたが、住宅火災全体において、発火源がたばこ火災の死者の約88%が50歳以上であることや約77%が男性であること、また、約半数が単身世帯で発生している等、たばこ火災で発生する死者には一定の傾向が示され、たばこ火災被害低減の今後の進め方として、喫煙者にターゲットを絞った広報等、より具体的な火災予防啓発活動を実施する必要があると提言されています。

つきましては、全国の消防本部が喫煙者にターゲットを絞って注意喚起するための広報ツールを貴協会において工夫及び開発していただくよう要望いたします。



【一般社団法人日本たばこ協会への要望】

## 消防本部の動き

### 行事

#### ◆ 10年経過住宅用火災警報器の取替えをゆるキャラが広報

##### 伊予消防等事務組合消防本部（愛媛）

伊予消防等事務組合消防本部では、平成27年5月28日（木）、大型商業施設において住宅用火災警報器の設置、維持管理に関する広報活動を実施しました。

今回の広報活動では、平成18年以降に設置された住宅用火災警報器が来年10年目を迎えるにあたり、まだ一般的に知られていない住宅用火災警報器の電池切れによる買換えや維持管理方法を買物客に説明しました。

また、住宅防火相談所や住宅用火災警報器無料取付け支援申込み所を開設し、一般家庭の防火指導や高齢者・体の不自由な方の世帯の取付け依頼を受け付けるとともに、ゆるキャラと一緒に体験できる放水体験コーナーを設け、普段住宅防火に関心の薄い若い主婦層へも住宅防火に関する重要性を訴えました。



【ゆるキャラによる広報の様子】

◆ 「命の授業」 3 機関合同訓練を実施

渋川広域消防本部（群馬）

渋川広域消防本部では、平成27年5月22日（金）、渋川市立金島小学校において、消防・教育・医療の3機関合同で、群馬県ドクターヘリ離着陸対応合同訓練を県内で初めて実機を使用し実施しました。

訓練後、前橋赤十字病院高度救命救急センター医師による特別講演も行われ、教職員・児童のほか地域住民も参加し、「命の授業」として好評でした。

今後も緊急時の対応において、関係各機関との連携がさらに強固となるよう様々な訓練を実施していきます。



【3 機関合同訓練の様子】

◆ おおとり1号・2号機 水難救助訓練デモンストレーションを実施

千葉市消防局（千葉）

千葉市消防航空隊では、平成27年5月16日（土）、17日（日）の2日間、幕張海浜公園で開催された「レッドブル・エアレース千葉」会場において、水難救助訓練デモンストレーションを実施しました。

海上に1名の溺者がいることを想定し、海面から約5mの高さで空中静止している消防ヘリコプター「おおとり2号」から航空救助隊員1名が海に飛び込み、溺者役として待機。その後、消防ヘリコプター「おおとり1号」が溺者の上方へ接近し、救助用ホイスト装置で航空救助隊員1名が降下、溺者を確保した後、救助用ホイスト装置で吊り上げ、ヘリコプター内へ収容するという内容で訓練を実施しました。

両日ともエアレース観戦に来られた多くの方にデモンストレーションを見ていただき、消防ヘリコプターの特性を披露できる貴重な機会となりました。



【水難救助訓練デモンストレーションの様子】

## ◆ 解体前の元大型商業施設を利用した火災想定訓練及び破壊訓練を実施

志太広域事務組合志太消防本部（静岡）

志太広域事務組合志太消防本部では、平成27年5月25日（月）から27日（水）までの3日間、解体前の商業施設を利用して火災想定訓練を実施しました。

今年4月に発足した高度救助隊を含む指揮隊、ポンプ隊などが参加し、ブラインド型により指揮隊の指示で各隊がその場で状況を把握しながら対応しました。

火災想定訓練終了後は、高度救助隊に新たに導入されたコンクリートチェーンソーなどを含む器具を使用して、RC造の壁面を破壊する訓練を実施し、資機材の性能等を確認することができ大変有意義な訓練を実施することができました。



【火災想定訓練及び破壊訓練の様子】

## ◆ 無線中継車 衛星通信・画像伝送訓練を実施

長野市消防局（長野）

長野市消防局では、平成27年5月26日（火）、27日（水）の2日間、通信指令課職員の技術、知識の向上を目的に衛星通信・画像伝送訓練を実施しました。

無線中継装置で衛星・デジタル・アナログ変換を行うとともに、ファイヤー・サット（消防救急無線接続用アダプター）に接続し、携帯型無線機により、直線距離約840km離れた長崎県「対馬市消防本部通信課」のご協力をいただき遠距離通信訓練を実施しました。

今後も訓練を継続的に実施し、他消防本部と衛星通信等の連携強化を図ります。



【衛星通信・画像伝送訓練の様子】

## 研 修 等

### ◆ 高速道路における安全処置研修会を開催

#### 大垣消防組合消防本部（岐阜）

大垣消防組合消防本部では、平成27年5月27日（水）、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社の方を講師に招き、高速道路における安全処置研修会を開催し、64人の職員が参加しました。

高速道路における安全処置について、今年度新たに「二次災害防止」・「隊員の安全確保」・「被害を最小限に抑える。」ことを目的として活動要領を作成し、同活動要領に基づき実施することとしています。この研修会では、活動要領の確認と二次災害防止策の徹底を図るために座学研修と実技訓練を実施し大変好評でした。

本研修会を通じて、円滑な現場活動のための連携強化をすることができました。



【高速道路における安全処置研修会の様子】

### ◆ 消防職員研修「消防活動時における熱中症対策」を開催

#### 多治見市消防本部（岐阜）

多治見市消防本部では、平成27年5月28日（木）、29日（金）の2日間、職員のスキルアップのため、消防職員研修を開催しました。

今年度は東京消防庁消防技術安全所から課長補佐兼庶務係長の山口至孝氏を講師に招き、消防活動時における熱中症対策についてご講義いただきました。

防火衣の放熱性は低いため、消防活動時における体温及び心拍数の上昇、水分損失率は著しく、消防職員の熱中症発症リスクは非常に高いことが再認識できました。

当市は全国でも暑さ1、2位を争う地域であり、消防職員の消防活動における熱中症対策は重要な課題です。今回ご提案いただいた暑熱順化トレーニングを取り入れ、これからの暑い時季に備え、暑熱順化した暑さに強い身体作りに努めていくとともに、休憩、水分補給等を複合的にを行い、熱中症対策に取り組んでいきます。



【消防職員研修の様子】

## その他

### ◆ 新消防庁舎が完成し、業務を開始

#### 湯浅広川消防組合消防本部（和歌山県）

湯浅広川消防組合消防本部では、平成27年3月に庁舎が完成し、平成27年4月から業務を開始しました。

旧庁舎は老朽化が進み、南海トラフ地震発生時には津波浸水想定区域であったため庁舎の移転を進めてきました。

新消防庁舎には、自主防災組織の研修室、災害用備蓄倉庫及び自家給油取扱所を完備し、消防活動の拠点として機能を発揮できるよう今後も取り組んでいきます。

○庁舎概要

敷地面積 3,932.88㎡

消防庁舎 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積 1,230.13㎡

車庫・備蓄倉庫 鉄骨造平屋建 延べ面積 356.63㎡

主訓練塔 鉄骨造5階建

補助訓練塔 鉄骨造2階建



【新消防庁舎】

### ◆ 消防協力者に対する表彰状贈呈式を挙

#### いわき市消防本部（福島）

いわき市消防本部勿来消防署では、平成27年6月3日（水）、適切な心肺蘇生等を行った消防協力者に対する表彰状贈呈式を挙

この協力者は、平成27年5月17日（日）、ラグビーの練習をしていたところ、隣のグラウンドで行われていたラグビーの試合中に選手の一人が心肺停止となったことから、直ちに傷病者に駆け寄り、チームメイトとともに胸骨圧迫を行うとともに、近隣施設からAEDを借用し救急隊到着前に除細動を実施しました。

チームの垣根を越えた勇気ある行動により救急隊到着時には心拍再開に至り、尊い人命を救うことができました。

その行動に深く感謝いたします。



【消防協力者に対する表彰状贈呈式の様子】

### ◆ メールアドレスの変更について

○ 53001 京都市消防局（京都）

新メールアドレス [shomu-shobo@city.kyoto.lg.jp](mailto:shomu-shobo@city.kyoto.lg.jp)

平成27年6月16日から運用開始

### 報道発表

#### ◆ 「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」の開催（6月19日、消防庁）

フルサービスの給油取扱所に従業員が常駐せず、来客時のみ駆けつけて給油を行う運用形態における安全確保策のあり方について検討するため、「地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る安全確保策のあり方に関する検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/06/270619\\_houdou\\_1.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h27/06/270619_houdou_1.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室  
担当：鳥枝補佐、玉岡係長、河本事務官

### 情報提供

#### ◆ 平成27年度当初予算に係る消防防災施設整備費補助金の（第2次）交付決定（6月19日、消防庁）

消防庁は、本日、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、平成27年度当初予算に係る消防防災施設整備費補助金の交付決定を下記のとおり行いました。（以下省略）

○ 全文は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/info/2015/20150619-1.pdf>) に掲載されています。

※ 消防庁各課室の直通電話番号は (<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/te1.html>) に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。

**週間情報への投稿は企画課へ！**

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : [weekly@fcj.gr.jp](mailto:weekly@fcj.gr.jp)